

# 一般社団法人日本教育学会倫理綱領

(制定の趣旨)

第1条 一般社団法人日本教育学会は、定款第4条の定めに従い、本学会の目的を達成するとともに、教育学研究の担うべき社会的責任に基づき、この倫理綱領を制定する。本綱領は、日本教育学会会員に対し、教育学の研究・教育における倫理的な問題への自覚を強く促すものである。

(基本原則)

第2条 一般社団法人日本教育学会会員は、研究・教育の実施、研究成果の発表、専門的意見の公表、ならびに学会運営において、つねに基本的人権に配慮しなければならない。

(研究の実施と公表にともなう責任)

第3条 一般社団法人日本教育学会会員は、研究の実施にあたって、つねに客観性、公平性、倫理的妥当性、公益性を目指し、事実に基づく立証に努めなければならない。会員は、研究によって得られたデータ、情報、調査結果などを、改ざん、捏造、偽造、剽窃および二重投稿、ギフト・オーサーシップ(研究に実質的な関与のない者を著者とすること)、ゴースト・オーサーシップ(研究に重要な関与のある者を著者から外すこと)その他の発表倫理に反する行為をしてはならない。会員は、他者の知的成果、著作権を侵してはならない。会員は、専門的意見を公表する場合には、その根拠を提示するとともに、その根拠が持つ限界をも明らかにする必要がある。

(情報提供者への説明責任)

第4条 一般社団法人日本教育学会会員は、情報提供者を得て研究を行う場合には、あらかじめ当該者(ないしその保護責任者)に対して、研究目的、研究内容などを十分に説明し、同意・了解を得ることが必要である。また、情報提供者(ないしその保護責任者)が、研究過程の途中で協力を中止できることを、あらかじめ説明しておく必要がある。

(研究実施における配慮)

第5条 一般社団法人日本教育学会会員は、研究活動において、情報提供者およびその保護責任者に研究目的、過程全般、成果の公表方法、終了後の対応等をあらかじめ十分に説明した上で、協力の同意を得なければならない。また、情報提供者・保護責任者のプライバシーの保護および基本的人権の尊重に最大限努めなければならない。これらの人々の名誉や社会的地位を損なうことがあってはならない。

(研究によって得られた情報等の秘密保持)

第6条 一般社団法人日本教育学会会員は、研究によって得られた情報の管理に留意し、その機密性を保持しなければならない。また、情報提供者を伴う研究の場合、その研究によって得られた情報、データ等は、同意を得た目的以外に使用してはならない。

(その他の不正行為の禁止)

第7条 一般社団法人日本教育学会会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。会員は、所属機関、資金提供者、情報提供者等との間で、本規程に反する契約をし、または約束をしてはならない。

(差別の禁止)

第8条 一般社団法人日本教育学会会員は、国籍、人種、民族、性別、性自認、性的指向、年齢、言語、宗教、信条、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家族状況、ライフスタイル、障害、疾患、経歴などに関して差別的な取り扱いをしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第9条 一般社団法人日本教育学会会員は、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為をしてはならない。

(研究倫理の徹底に関する学会の責任)

第10条 一般社団法人日本教育学会は、この倫理綱領の徹底に努めるとともに、研究倫理の具体的内容の明確化に向けて、継続的な努力を払うものとする。

附則

(1)本綱領は、2023年8月26日より施行する。

(2)本綱領の変更は、日本教育学会理事会の議を経ることを要する。

(3)日本教育学会は、教育学の研究・教育における倫理的な問題に対応するため、「日本教育学会倫理委員会」をおく。